

行橋市食の自立支援事業受託者募集要項

第1章 事業の概要

1 事業の趣旨

在宅のひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等の住民が、在宅において健康で自立した生活を継続して送ることができるよう、栄養管理面や地域における安否確認等の社会的な要素も踏まえ、計画的な配食サービスの提供を行う事業です。

この事業を実施するにあたり、配食サービス業務の受託者を募集します。

2 事業内容

受託者は行橋市食の自立支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、以下のサービスを実施するものとします。

- (1) 配食は、原則的に希望日の夕食とし、配食事業者の運営日に基づいて提供を行うものとする。
- (2) 1週間における最大提供回数は7回とする。
- (3) 前項の規定にかかわらず提供回数の増加が必要な場合は、別途市長が定める基準に基づいて決定する。
- (4) 嚥下障害、腎臓病および糖尿病対応の特別食の提供については、配食事業者の運営日の規定に基づいて提供を行うものとする。
- (5) 配食の日程については、利用対象者と配食事業者との間において調整を行うものとする。
- (6) 利用対象者は、配食事業者を複数箇所利用することができるものとするが、1人あたり1日に提供される配食については、1食を限度とする。

3 事業対象者

この事業を利用できる者は、行橋市に住所を有するもののうち、おおむね65歳以上の高齢者及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条に規定する第2号被保険者で、かつ、特定疾病を有する者等であって、行橋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年10月行橋市告示第103号）第2条第1項第2号に規定する事業対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 単身世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯
- (2) 心身の障害、疾病等の理由により食事の調理が困難な者
- (3) その他食事等の提供が必要と市長が特別に認める者

4 実施圏域

市内全域を実施圏域とします。

5 人員に関する基準

受託者は、配食サービス事業を適切かつ安定的、継続的に実施することができるよう、業務量に応じた人員を配置してください。

6 設備に関する基準

事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専門の区画を設けるほか、事業の提供に必要な設備及び備品を備えてください。

7 運営に関する基準

運営に関しては、従業員の清潔の保持・健康状態の管理や従業員または従業員であった者による秘密保持、事故発生時の対応等の基準を遵守してください。

8 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※委託期間終了後の次年度については、協議の上、支障がない場合は継続できるものとしてします。

第2章 応募について

1 応募資格

当該事業を円滑かつ適正に実施できる法人等で、次の要件を満たすものとしてします。

- (1) 行橋市食の自立支援事業（配食サービス事業）受託事業者に関する選考基準に定めている基準を満たしていること。
- (2) 法人及び代表者が市税、法人市民税等を滞納していないこと。
- (3) 行橋市物品等供給契約の競争入札参加の資格、審査等に関する規則に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 行橋市暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）に次の各号に該当する者がいないこと。
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する団体の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの）
 - (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることができな

- くなくなった日から2年を経過しない者
(ウ) 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

2 失格事由

次の要件に該当した場合は、審査・選定の対象から除外されます。

- (1) 審査・選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 受付期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- (4) 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

3 受付日

受付締切日:令和8年3月19日(木) 17時00分まで

4 応募方法

(1) 応募書類

- ・行橋市介護予防・日常生活支援総合事業受託事業に係る申請書(様式第4号)
- ・調理師、栄養士免許の写し
- ・飲食店営業許可書、食品営業許可証の写し
- ・損害賠償保険加入証の写し
- ・利用者に配布する献立表(1か月分)
- ・会社等パンフレット、会社経歴書等
- ・行橋市物品・役務競争入札参加資格審査票の写し
- ・業務マニュアル(配達・衛生管理・緊急対応等)
- ・前項に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(2) 提出方法

「3 受付日」の時間までに行橋市介護保険課の窓口にてご提出ください。
(郵送等による受付は行いません)

5 質問事項

質問事項がある場合は、行橋市介護保険課あてに持参またはFAX、電子メールにて令和8年3月11日(水)17時00分までに送付してください。

質問に対する回答は、取りまとめ次第、令和8年3月13日(金)までに本市ホームページにて掲載いたします。

第3章 委託料等について

1 委託料額

本事業実施に伴う費用のうち、行橋市より受託者に支払われる委託料については、1食につき540円を予定しています。

2 実績報告書及び請求様式等の提出

受託者は、事業を実施した場合は、行橋市が定める様式により、当該月分を翌月10日までに提出してください。

- (1) 請求書（様式第1号）
- (2) 食の自立支援事業実績報告書（様式第2号）
- (3) 配食予定・実績報告書

3 委託料の支払い

支払い方法は、受託者から提出された実績報告及び請求書の確認後、当該請求書を受理した日から30日以内に支払います。

4 利用者負担

本事業に要する費用のうち、委託料と別に利用者から下記のとおり利用料を徴収することができます。また、徴収方法については、受託者が定める運営規程のとおりです。

- (1) 通常食は1食につき430円
- (2) 嚥下障害、腎臓病及び糖尿病対応等の特別食は1食につき530円

第4章 選定について

1 選定方法

提出された応募書類等により応募資格を満たしているかの審査を行い、業務委託に適すると認められた法人を受託候補者として選定します。

2 選定基準

第2章「1 応募資格」に規定する要件を満たし、同章「2 欠格事由」の要件に該当しないこと。

第5章 選定後について

1 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全応募法人に通知するとともに、選定結果の概要を行橋市ホームページへの掲載等により公表します。

2 受託予定法人との協議・契約

本市は、選定後、受託予定法人と細目を協議し、令和8年度予算案が市議会で議決された後、所定の手続を経て委託契約を締結します。

なお、選定後の受託の辞退は原則として認めません。また、受託の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合があります。

第6章 その他

1 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

2 応募書類の取り扱い

応募書類は返却しません。また、受託予定法人の選定後、応募書類、追加提出書類を無償で使用する場合があります。

受付後の応募書類の再提出、差し替え等は認めません。

スケジュール

令和8年	3月	4日(水)	募集、質問事項受付開始
		11日(水)	質問事項受付締切
		13日(金)	質問事項に対する回答掲示
		19日(木)	募集締切
		25日(水)	選定結果通知、業務開始準備
	4月	1日(水)	委託契約締結、業務開始

事務局(提出及び問い合わせ先)

住 所 〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号
行橋市役所 介護保険課
電 話 0930-25-1111(代表) (内線 1175)
F A X 0930-26-3017
E-mail kaigo@city.yukuhasi.lg.jp
担 当 高齢者支援係 (森下)